

業務委託契約書

●●●● (以下「受託者」という。) と ●●●● 株式会社 (以下「委託者」という。) とは、委託者が受託者に ●●●● 業務を委託するにあたり、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (委託業務)

1. 委託者は、受託者に対し、次の各号の業務 (以下「委託業務」という。) を委託し、受託者は、これを受託する。
 - (1) ●●●● コンサル業務
 - (2) ●●●● に付随するチャットサポート及びZOOMサポート
 - (3) その他前各号に付随する業務
2. 受託者は、本契約に定める内容に従い、委託者と緊密に連携して誠実かつ積極的に委託業務を遂行するものとする。
3. 委託業務は準委任型業務とし、受託者は善良な管理者の注意をもって委託業務を遂行しなければならない。
4. 委託者及び受託者は、双方協議のうえ、書面 (これにかわる電子メール・チャット等による電磁的方法も含む。以下これらをあわせて「書面等」という。) により合意することで、本契約の一部の内容を変更することができる。

第2条 (報告義務)

受託者は、委託者から求められたときはいつでも、当該時点における委託業務の履行状況につき、遅滞なく、合理的な範囲で資料を添付して委託者に報告するものとする。

第3条 (保証等)

受託者は、委託業務につき、●●●● コンサルにおいて適切な運用を行うこと、委託業務の目的に適合すること並びに委託者の期待する価値、正確性、有用性及び完全性を有することについて、受託者の知り得る範囲で保証する。

第4条 (委託料)

1. 委託者は、受託者に対し、委託業務の履行内容について、報酬として月 ●●● 円を支払うものとする。
2. 委託者は、当月分の委託業務にかかる委託料を翌月 ● 日 (当該期限の末日が金融機関の休業日にあたる場合、その前営業日) までに、受託者が別途指定した銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、委託料の振込にかかる手数料は委託者の負担とする。

第5条 (契約期間等)

本契約の契約期間は、● ヶ月間とする。ただし、その後の契約に関しては協議のもと更新するものとする。

第6条 (貸与資料等)

1. 委託者は、受託者に対し、委託者が委託業務の遂行に必要と合理的に判断する資料及び情報等 (以下「資料等」という。) を開示、貸与又は供与その他の方法により無償で提供するものとする。
2. 受託者は、前項に基づき委託者から貸与された資料等を善良な管理者の注意を

もって管理するものとする。受託者は、委託業務の遂行の範囲内に限り、資料等を使用（複製を含む。）することができるものとする。

3. 受託者は、本契約が終了したときは、資料等を遅滞なく委託者に返還し又は委託者の指示に従った処置を行うものとする。
4. 委託者から貸与される資料等の提供の懈怠、遅延又は欠陥、並びに委託者による指示の誤りに起因して、受託者に委託業務の履行遅滞、不能又は成果物の契約不適合その他不具合等があった場合、これによって委託者に損害が生じたとしても、受託者はその損害を賠償する責任を負わないものとする。ただし、受託者が誤りを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

第7条（知的財産権等の取扱い）

1. 委託業務遂行の過程において生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等にかかる知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）をいい、以下、これらの権利を総称して「知的財産権等」という。）は、すべて委託者に帰属する。
2. 受託者は、委託者に対し、委託業務の遂行の過程で得られた著作権に係る著作者人格権を行使しない。
3. 委託者及び受託者は、前二項に定める権利の帰属及び不行使の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

第8条（第三者の権利侵害等における対応）

1. 受託者は、委託業務の遂行過程において、受託者の知り得る限り、第三者の知的財産権及び所有権その他一切の権利を侵害しないことを委託者に対し表明し、保証するものとする。
2. 委託者が、委託業務に関連して第三者の権利を侵害することその他の理由により、第三者から何らかの請求、異議申立てを受け、又は訴訟が提起される等の紛争が生じたときは、前項の表明又は保証に違反していた場合又は当該紛争の原因が受託者にある場合を除き、委託者と受託者で相互に協力して解決するものとする。
3. 受託者は、委託業務に関連して、第三者の知的財産権その他の権利を侵害するおそれがあることを知ったときは、すみやかに委託者に通知しなければならない。

第9条（再委託）

1. 受託者は、事前に委託者の書面等による承諾を得た場合に限り、委託業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。ただし、委託業務の遂行に必要な再委託先へのディレクションについては、受託者自身が行うものとする。
2. 受託者は、再委託先に対し、本契約と同等の義務を遵守させるもの歳、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は受託者の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

第10条（損害賠償）

委託者及び受託者は、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して当該損害の賠償を請求することができるものとする。

第11条（秘密保持義務）

1. 委託者及び受託者は、本契約に関連して双方が開示する営業上又は技術上その他一切の情報のうち、相手方に対して秘密である旨を書面等により明示して開示し

た情報（以下「秘密情報」という。）を厳重に保管・管理するものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報については秘密情報に含まれない。

- (1) 開示を受ける前に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となったもの
 - (3) 開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手したもの
 - (5) 開示を受けた情報によることなく独自に開発したもの
2. 委託者及び受託者は、相手方の事前の書面による承諾なく、秘密情報を第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、法令により開示義務を負うとき又は法律上権限ある官公署により開示を命じられたときは、必要な範囲内に限り、開示することができるものとする。この場合、委託者及び受託者は、事前に相手方に通知しなければならない。
 3. 委託者及び受託者は、秘密情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用するものとし、本契約の目的との関係で必要な範囲を超える複製、改変をしようとするときは、事前に相手方から書面等による承諾を得なければならない。
 4. 委託者及び受託者は、本契約が終了したとき又は相手方から要求があったときは、相手方の指示に従い、秘密情報（その記録媒体及び複製物を含む。）の返還又は破棄その他の措置を講ずるものとする。

第12条（個人情報の取扱い）

委託者及び受託者は、本契約に基づき相手方から取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条1項に定義される個人情報をいう。）を第三者に漏えいしてはならず、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守して同情報を厳格に管理するものとする。

第13条（解除等）

1. 委託者及び受託者は、相手方が本契約に違反したときは、書面により当該違反状態を是正するよう催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお是正されない場合には、相手方の帰責事由の有無にかかわらず、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
2. 委託者及び受託者は、相手方が次の各号の一に該当する場合、相手方の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 営業の許可取消し又は停止等があったとき
 - (2) 支払停止若しくは支払不能、又は手形不渡りとなったとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始があったとき
 - (4) 差押、強制執行又は競売の申立てがあったとき
 - (5) 租税公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき
 - (7) 財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (8) 解散の決議をしたとき
 - (9) 受託者が本件業務を著しく停滞させている場合
 - (10) 本契約に定める条項につき重大な違反があったとき
 - (11) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
 - (12) 民法第542条第1項各号及び同条第2項各号に該当するとき
3. 本契約の解除は、委託者又は受託者の相手方に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

4. 委託者又は受託者が本条第2項各号の一に該当する場合、当該当事者は、何らの催告なしに、自己の債務について直ちに期限の利益を喪失するものとする。

第14条（解約）

1. 委託者及び受託者は、本契約締結から毎月●日までに書面等により解約を申し出ることにより、●月末をもって本契約を終了することができる。
2. 前項の解約によって本契約を終了する場合、受託者は、本契約終了後速やかに報告書を提出するものとし、委託者は、報告書を受け取った後速やかに、報告書記載の内容に基づいて委託料を支払うものとする。

第15条（通知義務）

1. 委託者及び受託者は、次の各号に定める事由を相手方に対して通知するものとし、これらの事項に変更が生じた場合も同様とする。
 - (1) 連絡窓口担当者
 - (2) 連絡先の電話番号
 - (3) 連絡先メールアドレス
 - (4) 住所又は所在地
 - (5) 商号
 - (6) 代表者
 - (7) その他、契約締結時に相手方に通知している適宜の情報
2. 委託者及び受託者は、次の各号に定める事由が生じた場合、又は生じる可能性がある場合は、すみやかに相手方に対して通知しなければならない。
 - (1) 営業譲渡又は合併その他経営上の重要な変更
 - (2) 定款における事業目的の変更
 - (3) 代表者、商号又は名称その他重要な組織の変更
 - (4) 財産状況、経営状況の悪化
 - (5) その他の営業上重大な変化

第16条（権利義務の移転禁止）

委託者及び受託者は、相手方の事前の書面等による承諾なく、本契約上の権利・義務又は地位を第三者に譲渡、若しくは担保に供し、又は引受けさせてはならない。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者及び受託者は、その役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

と

- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 委託者及び受託者は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。
4. 委託者及び受託者は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

第18条（存続条項）

第8条、第9条、第11条、第13条2項、第14条、第15条、第19条、第23条、本条及び条項の性質に鑑み当然に存続すべき規定は、期間満了、解除、失効、その他理由の如何を問わず、本契約が終了した後も引き続きその効力を有する。

第19条（準拠法及び管轄等）

1. 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従い解釈されるものとする。
2. 本契約に関する紛争については、委託者の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。調停を行う場合についても同様に、委託者の本店所在地を管轄する裁判所とする。

第20条（誠実協議）

本契約（本契約に関連する個別合意を含む。）の規定の解釈に疑義が生じ、又は本契約に規定なき事態が生じた場合、委託者及び受託者は、信義誠実の原則に則って誠実に協議し、互いにその解決に努めるものとする。